



国民健康保険税の税率等見直しについて

これまで市町村単位で運営していた国民健康保険は、財政基盤を強化し、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、昨年4月から財政運営は「寿都町」から「北海道」に移行しております。

今年度は、北海道から示された「標準税率」を参考に、本町における独自の軽減対策を講じたうえで、国民健康保険税の税率等を見直しました。

将来にわたり制度を安定的に維持し、皆さんが安心して医療を受けるために必要な改正となりますので、ご理解をお願い致します。

◆ 税率

＜昨年度と今年度の比較＞

区 分		平成30年度	令和元年度
医療分	所得割	7.4%	7.6%
	均等割	23,900円	25,100円
	平等割	16,600円	17,200円
後期高齢 支援分	所得割	2.2%	2.4%
	均等割	8,100円	8,400円
	平等割	5,600円	5,800円
介護分 (40歳以上 65歳未満)	所得割	1.8%	1.9%
	均等割	8,500円	8,700円
	平等割	4,400円	4,400円

◆ 課税限度額

医療分に係る課税限度額を58万円から61万円に引き上げました。

医療分		後期高齢 支援分		介護分		限度額
61万円 (+3万円)	+	19万円 (変更なし)	+	16万円 (変更なし)	=	96万円 (+3万円)

◆ 軽減判定所得基準

均等割・平等割の軽減対象となる世帯の軽減判定所得基準を引き上げました。

5割軽減【27.5万円から28万円に引き上げ】

⇒ 33万円（基礎控除額）+ 28万円 × 被保険者数

2割軽減【50万円から51万円に引き上げ】

⇒ 33万円（基礎控除額）+ 51万円 × 被保険者数

◆ お問い合わせ先

町民課医療係 電話 0136-62-2523

甲種防火管理新規講習会のご案内

防火管理業務に必要な知識、技術を取得する講習会を開催しますので、受講を希望する方はお申し込みください。

◆ 日時

6月20日（木）・21日（金）

〔1日目〕 午前9時～午後4時

〔2日目〕 午前9時～午後2時

◆ 会場

岩内町字万代51-7

岩内地方文化センター 電話 0135-62-0001

◆ テキスト代

1,550円

（当日会場で現金販売となります）

※受講料は無料です。

◆ 申込期日

6月13日（木）まで

◆ その他

- ・初日の受付は、午前8時30分から会場で行います。
- ・2日目に印鑑が必要ですので、ご持参ください。
- ・全科目（2日間）受講した方に「修了証」を交付します。

◆ 申込先（お問い合わせ先）

申し込み書は下記へ連絡し、お取り寄せください。

岩内・寿都地方消防組合岩内消防署

電話 0135-62-1141

岩内・寿都地方消防組合寿都支署

電話 0136-62-2119

寿都町における住宅施策の制度について

町では、持ち家取得の促進や空き家活用及び除去、住宅をリフォームする方の経済的負担を軽減するため、各種補助を行っています。

【住宅建築等促進支援】

◆ 自家住宅建築奨励事業

○対象者

- ・ 個人住宅を建築又は新築建売住宅を取得し、3年以上住み続ける方

○奨励金額

- ・ 建築又は取得に要した費用の10分の1以内の額
⇒町内業者、上限150万円
町外業者、上限25万円

◆ 自家住宅取得奨励事業

○対象者

- ・ 中古住宅を取得し、3年以上住み続ける方

○奨励金額

- ・ 中古住宅の取得に要した費用の10分の1以内の額（上限25万円）

【既存住宅耐震診断及び耐震改修補助事業】

◆ 既存住宅耐震診断

○対象者

- ・ 自ら居住している住宅を耐震診断される方
- ・ 昭和56年11月以前に建てられた住宅で簡易診断の結果、専門診断が必要とされた住宅を所有している方

○補助金額

- ・ 診断経費の2分の1以内の額（上限5万円）
※町内・町外業者どちらでも補助を受けます。

◆ 耐震改修補助事業

○対象者

- ・ 自ら居住している住宅を耐震改修される方
- ・ 昭和56年11月以前に建てられた住宅で、改修が必要とされた住宅を所有している方

○補助金額

- ・ 改修経費の10分の1以内の額（上限30万円）
※町内業者により行われる耐震改修工事であること

【住宅リフォーム助成事業】

○対象者

- ・ 町内に所在する住宅、借家、集合住宅の所有者
- ・ 建築後1年以上経過した住宅
- ・ リフォーム後3年以上、住み続ける方

★過去に「住宅リフォーム助成事業」により工事を行った場合は、工事後3年以上経過していること

★制度を一部変更しました。

○対象工事

- ・ 町内に本社を持つ法人及び個人事業者が行う工事（増築、改築、修繕、設備）
- ・ 補助対象工事に要する経費が50万円以上

○補助金額

- ・ リフォームに要する費用の100分の10以内の額
⇒個人住宅及び借家、上限20万円
集合住宅（一戸当たり）、上限10万円

【空き家対策事業】

◆ 空き家等情報登録制度

空き家などを有効活用し、定住促進を図るため、所有者に空き家の情報を登録していただき、町内外へ情報を発信する制度です。

登録台帳を作成し、町のホームページに掲載しています。

◆ 空き家有効活用等事業

○対象者

空き家等情報登録物件等を取得または取得後に、賃貸住宅及び宿泊施設として改修する方

○補助金額

- ・取得する場合
⇒土地及び建物の取得
購入費用の2分の1以内(上限100万円)
⇒建物のみの取得
購入費用の2分の1以内(上限50万円)
- ・改修する場合
⇒改修費用の2分の1以内(上限100万円)
- ・土地及び建物の取得、改修の両方を行う場合

◆ 空き家家財道具等処分費補助事業

○対象者

空き家等情報登録物件等で、賃貸住宅及び宿泊施設として改修する方

○補助金額

家財道具処分金額の2分の1以内(上限20万円)

◆ 空き家等除去事業

○対象空き家

- ・町内に所在する建築物で常時無人の状態にあり、活用不能なもの

○対象者

- ・空き家情報等登録台帳に登録できない空き家、廃屋等を所有している方

○補助金額

- ・空き家等の除去に要した費用の2分の1以内(上限50万円)

各制度について、掲載内容のほか町税等を滞納していないことなど諸条件があります。制度を利用したい、内容を詳しく知りたい方は、施設課建築係までお問い合わせください。



施設課建築係 電話 0136-62-2601

移動献血車「ひまわり号」巡回のお知らせ

6月25日(火)に移動献血車「ひまわり号」が各地区を巡回します。実施場所と時間は右記のとおりです。

採取した血液は、輸血や血液製剤の原料として使用されます。

身近なボランティアである献血にご協力をお願いします。

実施場所	時間
歌集慈光園前	午前 9時00分～午前10時00分
役場前	午前10時30分～正午
寿都警察署前	午後 1時30分～午後 2時30分
寿都高校前	午後 3時00分～午後 4時00分

しりべし弁護士 相談センターのご利用を

札幌弁護士会では、法律相談や事件解決の依頼を行いやすくするため、相談センターを開設しています。お気軽にご相談ください。

- ◆日程 6月12日(水) 19日(水)
26日(水)
7月 3日(水)
◆会場 岩内町高台84-3
しりべし弁護士相談センター

※相談は、事前予約が必要です。
予約受付時間
平日 午前10時から午後4時まで
電話 0135-62-8373

古紙回収のお知らせ

今月の古紙回収を下記の日程で実施します。古紙は当日の午前8時30分までに玄関前に出してください。集められた新聞や雑誌は再生紙としてリサイクルされますので、新聞や雑誌は種類ごとに分け、きれいに束ねてから出してください。

回 収 地 域	回 収 日
六条町～政治町の国道から山側	11日(火)
六条町～政治町の国道から海側	18日(火)
磯谷町～樽岸町	25日(火)

◆ お問い合わせ先

町民課衛生係 電話 0136-62-2523

危険です！スズメバチ！ ～家庭でできるスズメバチ対策～



スズメバチは、4月から7月にかけて女王バチが巣を作りはじめて、8・9月頃には、活動が活発になり人に危害を加え、刺されると死に至ることもあります。

スズメバチの巣作りが始まると、攻撃的になり大変危険ですので、6月頃から捕殺器を設置することが、スズメバチ対策に効果的です。

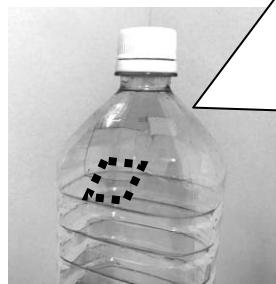
【捕殺器の作り方】

◎用意するもの

- ・ペットボトル (1.5ℓ～2ℓ)
- ・日本酒 150cc
- ・酢 50cc
- ・砂糖 50g

◎作り方

ペットボトルの上部に2cm四方の穴を2個あけ、日本酒・酢・砂糖を入れ、木に吊るします。



ハチの進入口となる穴は多いほど効果的ですが脱出防止のため、切った部分を内側に折り込み「返し」にするなど、工夫が必要です。

また、捕殺器にはハチが寄り付きますので、人通りが少ないところにかけましょう。

◆ お問い合わせ先

町民課衛生係 電話 0136-62-2523

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です ～厚生労働省からののお知らせ～

外国人は「ルールを守って」適正に雇用しましょう。

- ①雇い入れる前に、就労が認められるか在留資格を確認してください。
- ②外国人の雇入れと離職は、必ずハローワークへ届け出てください。
- ③社会保険などの加入をはじめ、適正な雇用管理を行ってください。

◆ お問い合わせ先

岩内公共職業安定所(ハローワーク)
電話 0135-62-1262
小樽労働基準監督署俱知安支署
電話 0136-22-0206

税務職員を募集

◆ 受験資格

- (1) 平成31年4月1日で、高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者。
- (2) 令和2年3月までに、高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者。

◆ 受付期間

6月17日(月)～6月26日(水)

◆ 試験期日

9月1日(日)

◆ 申込方法

国家公務員採用試験インターネット申し込みページ(<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)からお申し込みください。

◆ お問い合わせ先

札幌国税局人事第2課採用担当
電話 011-231-5011 (内線 2315)
倶知安税務署総務課
電話 0136-25-1009

法人道民税などの申告等を パソコンで行うことができます

エルタックスは、法人道民税や事業税・地方法人特別税など、地方税の申告や各種申請、届出をパソコンで行うことができるシステムです。

エルタックスを利用するためには、手続きが必要になりますので、詳しくは、エルタックスホームページ

(<http://www.eltax.jp>)をご覧ください。



◆ お問い合わせ先

札幌道税事務所税務管理部課税第一課
電話 011-204-5083

6月は環境月間 テレビなどを消して 読書・読み聞かせに 取り組みましょう！ ～環境について考えてみよう～

北海道・青森県・岩手県・秋田県では6月を環境のことを学び考える「環境月間」としています。

テレビやゲーム・パソコンを消して読書や読み聞かせに取り組むことで、電気使用量を低減し、地球温暖化の主な要因となっている二酸化炭素の排出量を削減することができます。

●家庭では・・・

テレビやゲームを消して家族で読書。
小さな子どもには絵本の読み聞かせを。

●学校では・・・

図書室での環境関連図書の展示や、児童・生徒、保護者に読書などの取り組みの働きかけを。

◆ お問い合わせ先

北海道環境生活部環境局環境政策課
電話 011-231-4111

自衛官募集のお知らせ

◆ 受験資格

＜一般曹候補生(第2回)＞

令和2年4月1日現在で18歳以上33歳未満の者。

◆ 受付期日

7月1日(月)～9月6日(金)

◆ 試験期日

9月20日(金)～22日(日)の期間で指定された1日。

◆ お問い合わせ先

自衛隊札幌地方協力本部倶知安地域事務所
電話 0136-23-3540
自衛官募集相談員 中里徳男
電話 0136-62-2207
役場担当窓口 総務財政課総務係
電話 0136-62-2511

家庭でできるリハビリキャラバン | N倶知安

後志総合振興局では、難病患者の身体機能の維持ため、北海道難病連と共同で「家庭でできるリハビリキャラバン」を開催します。

リハビリテーションの効果や方法を学ぶことができますので、ぜひご参加ください。

◆ 日時

6月29日(土) 午後1時～午後4時
※入場料無料

◆ 会場

北海道後志総合振興局 2階講堂

◆ 対象者

神経・筋疾患や骨・関節系疾患などさまざまな病気を患っている方とそのご家族。

◆ 申込期日及び申込先(お問い合わせ先)

参加を希望される方は、6月21日(金)までに電話で下記へお申し込みください。
北海道後志総合振興局保健環境部健康推進課
電話 0136-23-1957

「消費税軽減税率制度説明会」開催

寿都町及び島牧村の全ての事業者の方を対象に「消費税軽減税率制度」に関する説明会を下記の日程で開催します。制度の概要や中小事業者への支援措置などについて説明しますので、ぜひお越しください。

◆ 日時

6月13日(木)
①午前9時45分～午前10時45分
②午前11時～正午
※いずれも定員30名

◆ 会場

総合文化センター2階 会議室

◆ 申込期日及び申込先(お問い合わせ先)

参加を希望される方は、6月11日(火)までに電話で下記へお申し込みください。
・電話受付時間
午前8時30分～午後5時
・申込先(お問い合わせ先)
倶知安税務署総務課 電話 0136-25-1009

海上保安大学校・海上保安学校学生募集

◆ 受験資格

＜海上保安大学校＞

- (1) 平成31年4月1日で、高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない者。
- (2) 令和2年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者。
- (3) 高等専門学校の第3学年の課程を修了した者で次に掲げる者。
①平成31年4月1日で当該過程を修了した日の翌日から起算して2年を経過していない者。
②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者。

＜海上保安学校＞

- (1) 平成31年4月1日で、高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して5年を経過していない者。
- (2) 令和2年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者。
- (3) 高等専門学校の第3学年の課程を修了した者で次に掲げる者。
①平成31年4月1日で当該過程を修了した日の翌日から起算して5年を経過していない者。
②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者。

◆ 試験日程

		海上保安大学校	海上保安学校
申込用紙等配付開始日予定		6月12日(水)	
受付期間	インターネット	8月22日(木)～9月2日(月)	7月16日(火)～25日(木)
	郵送・持参	8月22日(木)～26日(月)	7月16日(火)～18日(木)
一次試験		10月26日(土)27日(日)	9月22日(日)

詳しくは、海上保安庁ホームページ(<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/saiyou/bosyu.html>)をご覧ください。

◆ お問い合わせ先

小樽海上保安部管理課
電話 0134-27-6118